

前略 平素は弊社製品『クレベリン』のWEBサイトでの販売促進にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、御社においてなされている弊社製品『クレベリン』のWEBでの広告表示等に関し、お願いしたい事項があり、メールをさせていただきました。

御社の表示を見ますと、弊社の『クレベリン』が「インフルエンザ」等特定のウイルスに対する予防効果があるかのような表示がなされておりますが、『クレベリン』は医薬品、医薬部外品ではなく、日用品でございますので、このような表示は薬事法に抵触するおそれがあります。

つきましては「インフルエンザ」等特定のウイルスに予防効果があるかのような表示については、速やかに削除いただきたく、お願い申し上げます。

草々

2010年11月11日

大幸薬品株式会社